



貸金請求権の消滅時効 期間延長について ～2023年4月以降の対応に影響～

Q 過去の給与計算に誤りがあり、賃金の未払いがあることが発覚しました。未払賃金が発生した際の、その請求期間について教えてください。

A 2020年4月以降に支払われる賃金について、賃金請求権の消滅時効が延長されました。

未払賃金のリスクは、いたる所に存在します。「意図せず適正な賃金支払ができていなかった」というケースも少なくありません。

この機会に労働時間の考え方、労働時間制に関わる理解、給与計算の方法、残業申請ルール・・・等々、改めて見直されてみることをお勧めします。

1 賃金請求権の消滅時効期間

改正民法施行に伴う労働基準法改正により、2020年4月1日以降に支払期日が到来する全ての労働者の賃金請求権の消滅時効期間について、賃金支払期日から5年(2020年3月31日までは2年)に延長しつつ、当分の間はその期間は3年とされています。

経営者とお話をすると、未だに賃金請求権の消滅時効は2年と思っている方がいらっしゃいます

ので注意が必要です。

具体的には、以下について時効期間延長の対象となっています。

時効期間延長の対象

- 金品の返還(労基法24条)
- 賃金の支払(労基法24条)
- 非常時払(労基法25条)
- 休業手当(労基法26条)
- 出来高払制の保障給(労基法27条)
- 時間外・休日労働時に対する

なお、退職金請求権(5年)や未消化分の年次有給休暇に係る時効(2年)に変更はありません。

2 記録の保存期間

賃金請求の消滅時効延長に伴い、賃金台帳等の記録の保存期間も5年に変更されました。

なお、延長期間の対象となる書類は、

- ・労働者名簿
- ・賃金台帳
- ・雇入れに関する書類(労働条件通知書等)
- ・解雇に関する書類(解雇決定関係書類や予告手当または退職手当の領収書等)
- ・災害補償に関する書類(診断書、補償の支払、領収関係書類等)
- ・賃金に関する書類(賃金決定関係書類や昇給減給関係書類等)
- ・その他労働関係に関する重要な書類(出勤簿、タイムカードなどの記録)

以降は会員専用ページにて公開しております。

ご覧頂くには、入会手続き後、会員専用ページよりアクセスをお願いします。

[ご入会はこちらから](#)

(入力は数分で終わります)

[会員の方はこちらから](#)